

消費税軽減税率

と新聞販売所

入門編

<目次>

1. 消費税軽減税率とインボイス	1
2. 消費税軽減税率の対象となる新聞	2
3. 売り上げに関する簡便計算	2
4. キャッシュフローへの影響（課税事業者）	3
5. キャッシュフローへの影響（免税事業者）	4
6. インボイス制度	5
7. インボイスの様式	5
8. 適格請求書発行事業者の登録	6
9. 免税事業者の取り扱い	6

1 消費税軽減税率とインボイス

消費税や地方消費税の税率は2019年10月1日、現行の8%（うち地方消費税率は1.7%）から10%（うち地方消費税率は2.2%）に引き上げられる予定です。

同時に「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」と「酒類・外食を除く飲食料品」を対象に、軽減税率制度が実施されます。

23年10月1日からは、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等（インボイス）保存方式が導入されます。税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付するインボイス等の保存が仕入税額控除の要件となります（図1）。

図1 軽減税率制度・インボイス制度の施行スケジュール



2

消費税軽減税率の対象となる新聞

軽減税率の対象は全ての新聞ではなく、一定の要件を満たす新聞のみです（図2）。新聞販売所は定期購読契約の新聞のほか、即売、週1回以下の発行などさまざまな形態の新聞を扱っています。このため、区分けには慎重な対応が必要です。

図2 軽減税率が適用される新聞の譲渡の要件

「新聞の譲渡」とは 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡をいう。	つまり	週2回以上発行	週1回以下発行
		定期購読契約（宅配）	8%
	店売り、駅・コンビニ等（即売）	10%	10%

※スポーツ紙や業界紙も上記の要件を満たせば、軽減税率の対象です。定期購読契約でない店売りや、駅売店、コンビニエンスストアで販売されたり、週に1回以下発行されたりする新聞は、軽減税率の対象外です。



新聞販売所 実務ポイント

Q1 定期購読契約に基づく新聞の譲渡であることを証明するためには、どのようなものを保存すればいいですか？

A1 日頃から購読申込書（契約書）を保存し、適切に説明できるようにしておけば良いでしょう。

Q2 現金出納帳など帳簿の作成で気をつけなくてはならないことはありますか？

A2 売り上げや費用について、課税（8%、10%）、不課税、非課税のものを区分けしてそれぞれ別記しておく必要があります。

3

売り上げに関する簡便計算

複数税率になると、売り上げについて8%のものと10%のものを、それぞれ区分けする必要があります。ただし、この区分けが実務上非常に煩雑になり困難な場合には、当面（2019年10月1日～23年9月30日）、簡便計算によることができます。

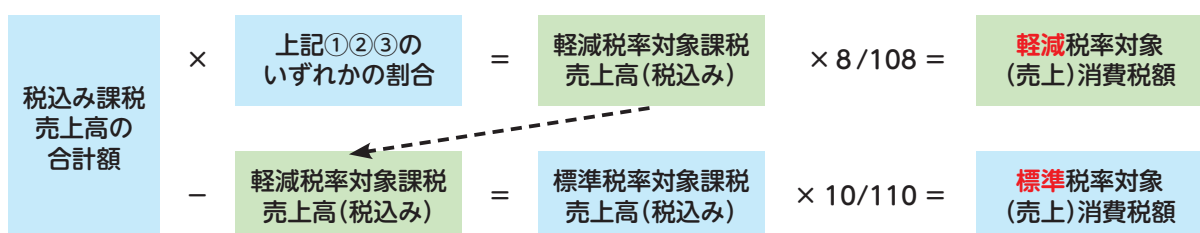
<売上税額の簡便計算>

基準期間（通常は2課税期間前）における課税売り上げが5000万円以下の中小企業者で、売上高を異なる税率ごとに区分するのに困難な事情がある事業者には、小売・卸売業の場合、①仕入割合、②10営業日割合、③50%の割合 — のいずれかによる簡便計算が認められます（図3）。

※他の業種についても②③の簡便計算あり

※仕入れに係る簡便計算も認められますが、新聞販売所の場合、適用できることはまれなので説明を割愛します

図3 中小企業の売上税額の簡便計算





Q3 新聞販売所において、簡便計算によるか否かの判断ポイントは何ですか？

A3 新聞販売所は主として小売業のため、簡便計算を採用できます。しかし、以下の理由で、簡便計算を採用せずに複数税率を区分けする方法を採用する事業者が多いと思われます。

- ① **仕入割合**：新聞販売所の新聞の仕入れは一律10%となるため、納税上不利になり、さらに簡易課税制度との併用ができなくなるため、採用する事業者は少ないと思われます。
- ② **10営業日割合**：通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上割合で、軽減税率の対象となる売上高を計算する方法です。連続する10営業日は納税者が自由に選ぶことができますが、特別に有利になる期間だけを抽出することはできません。実務上は新聞売上や折込売上などと区分できると想定されるため、採用する事業者は少ないと思われます。
- ③ **50%の割合**：軽減税率対象品目の売り上げが50%程度と低い割合でしかない場合を除き、基本的には消費税額が大きくなる方法です。新聞販売所の場合、軽減税率対象品目の売り上げが50%以下ということは通常ないと考えられるため、採用する事業者は限られます。

4 キャッシュフローへの影響（課税事業者）

<本則課税の場合>

消費税軽減税率の導入後、新聞販売所が読者に請求する定期購読の新聞代金には、軽減税率8%が適用される一方、新聞社から仕入れる新聞代は標準税率10%が適用されます。読者から回収する購読料金は軽減税率の適用により変わらないものの、新聞社に払う新聞代は標準税率の適用により増えるため、期中における新聞販売所のキャッシュフローは一時的に厳しくなります。

ただし、国に納付する消費税は、一課税期間内の売り上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除して納付するとされています。ここで、期中で減少したキャッシュフローが精算され、年間を通じるとキャッシュフローは従前と同様になります（図4）。

図4 期中キャッシュフローの影響例（本則課税の場合）

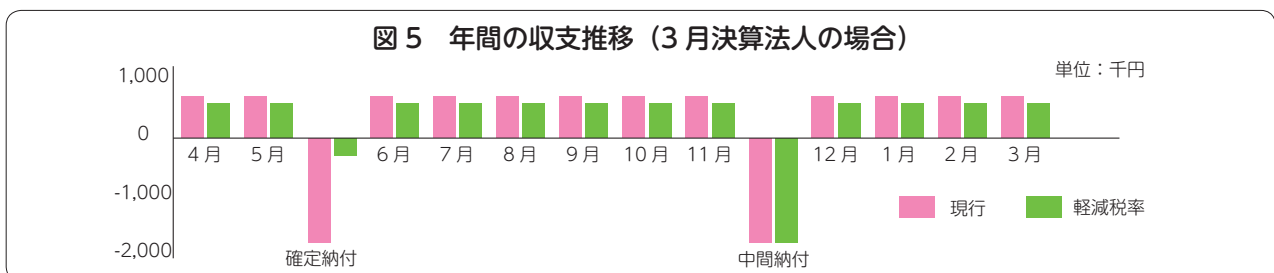
軽減税率前				軽減税率後			
単位：千円				単位：千円			
	税抜き金額	消費税	税込み金額		税抜き金額	消費税	税込み金額
新聞売上	120,000	8% 9,600	129,600	新聞売上	120,000	8% 9,600	129,600
その他課税売上	50,000	8% 4,000	54,000	その他課税売上	50,000	10% 5,000	55,000
収入合計	170,000	13,600	183,600	収入合計	170,000	14,600	184,600
新聞仕入	80,000	8% 6,400	86,400	新聞仕入	80,000	10% 8,000	88,000
人件費	40,000	0	40,000	人件費	40,000	0	40,000
その他課税仕入	45,000	8% 3,600	48,600	その他課税仕入	45,000	10% 4,500	49,500
支出合計	165,000	10,000	175,000	支出合計	165,000	12,500	177,500
収支	5,000	3,600	8,600	収支	5,000	2,100	7,100
中間納税消費税額			1,800	中間納税消費税額			1,800
確定消費税額			1,800	確定消費税額			300

1500千円
一時的に悪化

申告により
1500千円改善

これを年間の収支推移（3月決算法人の場合）で見ると、年間の収支は変わらずとも毎月の収支プラスは小さくなり、確定消費税額（この場合、5月）の収支マイナスが小さくなります。よく言えば、毎月の収支の波が小さくなりますが、毎月の収支の一時的な悪化は実務上大きな課題となり、他の経費の見直しなどの検討が必要になるでしょう（図5）。

図5 年間の収支推移（3月決算法人の場合）



＜簡易課税の場合＞

基準期間における課税売上高が5000万円以下で簡易課税制度を採用する事業者は、仕入れの税込み金額が変更されても消費税の計算には影響しません。そのため期中の資金繰りは同様に悪化し、本則課税のように消費税の納付時に精算されることもなく、結果的に年間を通じ純粋に資金繰りが悪化します(図6)。

図6 期中キャッシュフローの影響例(簡易課税の場合)

軽減税率前				軽減税率後			
単位：千円				単位：千円			
	税抜き金額	消費税	税込み金額		税抜き金額	消費税	税込み金額
新聞売上	32,407	8% 2,593	35,000	新聞売上	32,407	8% 2,593	35,000
その他課税売上	12,963	8% 1,037	14,000	その他課税売上	12,963	10% 1,296	14,259
収入合計	45,370	3,630	49,000	収入合計	45,370	3,889	49,259
新聞仕入	21,296	8% 1,704	23,000	新聞仕入	21,296	10% 2,130	23,426
人件費	13,000	0	13,000	人件費	13,000	0	13,000
その他課税仕入	10,185	8% 815	11,000	その他課税仕入	10,185	10% 1,019	11,204
支出合計	44,481	2,519	47,000	支出合計	44,481	3,149	47,630
収支	889	1,111	2,000	収支	889	740	1,629
中間納税消費税額			500	中間納税消費税額			500
確定消費税額			500	確定消費税額			500

371千円悪化
税額は変わらず

5 キャッシュフローへの影響(免税事業者)

免税事業者も期中の資金繰りは同様に悪化し、本則課税のように消費税の納付時に精算されることもないため、年間を通じ純粋に資金繰りが悪化します(図7)。

※免税事業者：基準期間(別途特定期間の特例あり)における課税売上高が1000万円以下であるため、消費税の納税を免除されている小規模事業者

図7 期中キャッシュフローの影響例(免税事業者の場合)

軽減税率前				軽減税率後			
単位：千円				単位：千円			
	税抜き金額	消費税	税込み金額		税抜き金額	消費税	税込み金額
新聞売上	32,407	8% 2,593	35,000	新聞売上	32,407	8% 2,593	35,000
その他課税売上	12,963	8% 1,037	14,000	その他課税売上	12,963	10% 1,296	14,259
収入合計	45,370	3,630	49,000	収入合計	45,370	3,889	49,259
新聞仕入	21,296	8% 1,704	23,000	新聞仕入	21,296	10% 2,130	23,426
人件費	13,000	0	13,000	人件費	13,000	0	13,000
その他課税仕入	10,185	8% 815	11,000	その他課税仕入	10,185	10% 1,019	11,204
支出合計	44,481	2,519	47,000	支出合計	44,481	3,149	47,630
収支	889	1,111	2,000	収支	889	740	1,629
中間納税消費税額			0	中間納税消費税額			0
確定消費税額			0	確定消費税額			0

371千円悪化
税額は無し

新聞販売所 実務ポイント

Q4 課税事業者と免税事業者で資金繰りにどのような影響がありますか？

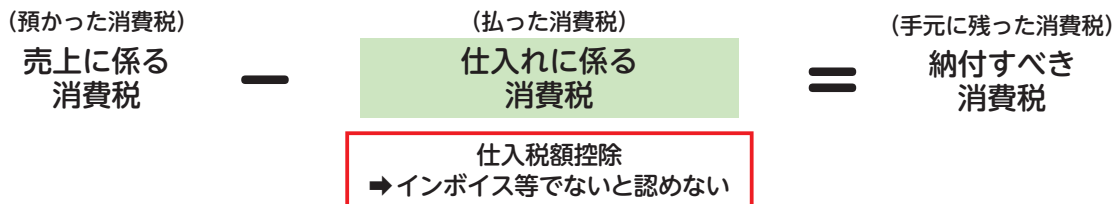
- A4 ①課税事業者(本則課税)：期中のキャッシュフローは一時的に悪化。消費税の納付時に精算され、年間では悪化しません。
- ②課税事業者(簡易課税)：期中のキャッシュフローは悪化。消費税の納付時も精算されないまま、年間通じ悪化します(それでも本則課税より有利な場合が多い)。
- ③免税事業者：期中のキャッシュフローは悪化。消費税の納付はないため、年間通じ悪化します(それでも課税事業者より益税分は有利)。

6 インボイス制度

2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等（インボイス）保存方式が導入されます。税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付するインボイス等の保存が仕入税額控除の要件となります。

事業者が第三者に対して支払いをした際、要件を満たしたインボイス等入手し、適切に保存しないと、その事業者は消費税の計算上、支払った消費税を控除できなくなり、税務署に納付する消費税額が増加してしまいます（図8）。

図8 消費税の仕組み



7 インボイスの様式

インボイス制度導入後は、適格請求書等の様式を満たしていないと仕入税額控除ができなくなります。また、消費税軽減税率が導入される2019年10月1日から23年9月30日までの経過措置期間においては、適格請求書等ではなく「区分記載請求書等」の形式で仕入税額控除の要件を満たすことになります。

現行の請求書、区分記載請求書、適格請求書の主な形式を比較すると図9の通りです。

図9 インボイス等の比較例

	現行請求書	区分記載請求書	適格請求書（インボイス）
登録番号	なし	なし	あり
税率別税額	—	なし	あり

請求書	請求書	請求書																																																			
20××年10月31日	20××年10月31日	20××年10月31日																																																			
（株）〇〇御中	（株）〇〇御中	（株）〇〇御中																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月1日</td> <td>軽減税率対象新聞</td> <td>4,320</td> </tr> <tr> <td>10月1日</td> <td>軽減税率対象外新聞</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>8,720</td> </tr> </tbody> </table>	日付	品目	金額	10月1日	軽減税率対象新聞	4,320	10月1日	軽減税率対象外新聞	4,400		合計	8,720	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月1日</td> <td>軽減税率対象新聞※</td> <td>4,320</td> </tr> <tr> <td>10月1日</td> <td>軽減税率対象外新聞</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>8,720</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10%対象</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8%対象</td> <td>4,320</td> </tr> </tbody> </table> <p>※は軽減税率対象品目</p>	日付	品目	金額	10月1日	軽減税率対象新聞※	4,320	10月1日	軽減税率対象外新聞	4,400		合計	8,720		10%対象	4,400		8%対象	4,320	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月1日</td> <td>軽減税率対象新聞</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>10月1日</td> <td>軽減税率対象外新聞</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消費税額</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(10%対象 4,000円 消費税400円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(8%対象 4,000円 消費税320円)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>事業者番号××-×××</p>	日付	品目	金額	10月1日	軽減税率対象新聞	4,000	10月1日	軽減税率対象外新聞	4,000		合計	8,000		消費税額	720		(10%対象 4,000円 消費税400円)			(8%対象 4,000円 消費税320円)	
日付	品目	金額																																																			
10月1日	軽減税率対象新聞	4,320																																																			
10月1日	軽減税率対象外新聞	4,400																																																			
	合計	8,720																																																			
日付	品目	金額																																																			
10月1日	軽減税率対象新聞※	4,320																																																			
10月1日	軽減税率対象外新聞	4,400																																																			
	合計	8,720																																																			
	10%対象	4,400																																																			
	8%対象	4,320																																																			
日付	品目	金額																																																			
10月1日	軽減税率対象新聞	4,000																																																			
10月1日	軽減税率対象外新聞	4,000																																																			
	合計	8,000																																																			
	消費税額	720																																																			
	(10%対象 4,000円 消費税400円)																																																				
	(8%対象 4,000円 消費税320円)																																																				
〇〇新聞販売所	〇〇新聞販売所	〇〇新聞販売所																																																			

①軽減税率対象品目には「※」などと記載
 ②税率ごとに合計した税込み対価の額を記載
 ③税率別の消費税額を記載
 ④事業者番号を記載

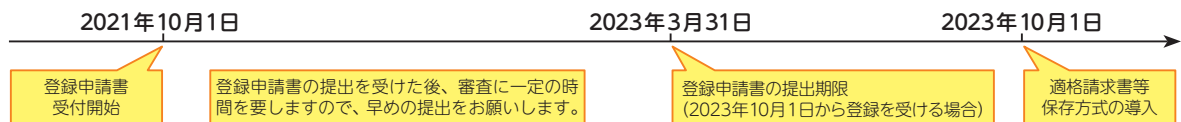
8

適格請求書発行事業者の登録

適格請求書発行事業者になるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。登録申請の開始予定日は、登録手続きの混乱を避ける観点から、インボイス制度が導入される2年前の2021年10月1日となっています（図10）。

図10 登録申請のスケジュール

登録申請書は、2021年10月1日から提出できます。適格請求書等保存方式が導入される**23年10月1日から登録を受けるためには、原則として、23年3月31日まで**（困難な事情がある場合、23年9月30日まで）に登録申請書を提出する必要があります。



(国税庁ホームページ)

新聞販売所 実務ポイント



- Q5** 当店は、消費税を納税する課税事業者に該当します。インボイス制度が導入されれば、インボイスを発行できるようになりますか？
- A5** 課税事業者であれば自動的にインボイス等を発行できるわけではなく、申請により適格請求書発行事業者として登録された事業者に限られます。税務署に適格請求書発行事業者の登録申請書を事前に提出しましょう。

9

免税事業者の取り扱い

免税事業者がインボイス等を発行するためには、「消費税課税事業者選択届出書」を税務署に提出し、あえて課税事業者となった後に、適格請求書発行事業者として登録する必要があります。ただし、2023年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合には、消費税課税事業者選択届出書を提出することなく、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。



新聞販売所 実務ポイント

- Q6** 当販売所は、年間課税売上高は1000万円を超えていますが、新聞販売所を引き継いで間もない事業者で、免税事業者として消費税込消費税を免除されています。この場合も、インボイス等を発行できますか？
- A6** 免税事業者はインボイス等を発行できません。新聞販売所においては、課税売上1000万円以下の小規模事業者のほか、開業間もないため基準期間等がなく免税事業者になっている事業者、法人化したことにより基準期間等がなく免税事業者になっている事業者において、インボイス等を発行できないという課題が発生します。
- Q7** 消費税の軽減税率が導入される2019年10月1日以降、免税事業者からの仕入れについて仕入税額控除ができなくなりますか？
- A7** 免税事業者からの仕入税額控除ができなくなるのは、インボイス制度が導入される2023年10月1日以降であり、経過措置期間となる19年10月1日から23年9月30日までは、今まで通り仕入税額控除ができます。
- Q8** 2023年10月1日以降は、免税事業者からの仕入れについて、すぐに仕入税額控除ができなくなりますか？
- A8** 仕入税額控除ができなくなると、相手側から取引が敬遠され、免税事業者のような小規模事業者の事業継続が困難になることが懸念されます。そのため、免税事業者からの仕入れについて、下記の通り、段階的に仕入税額控除できなくなる経過措置がとられることになっています。
- 2023/10/1~26/9/30 : 80%は仕入税額控除可 2026/10/1~29/9/30 : 50%は仕入税額控除可
2029/10/1~ : 仕入税額控除は不可